

ボリビアにおける紛争と対立、その背景

開発と権利のための行動センター

代表理事 青西

二〇〇八年にボリビアについてブログ、日本ラテンアメリカ協力ネットワークのニュースレター等に掲載した記事を整理する。

一、二〇〇八年の信任投票とその後

二〇〇八年八月一〇日、エボ・モラレス大統領とリネラ副大統領及び県知事の信任を問う国民投票が行われ、モラレス大統領は、六七・四％という高い支持票を獲得した。大統領への支持が最も高かったのはポトシ県の八四・八七％、ついでラパス県の八三・二％。最も低いサンタクルス県でも四・七五％の支持を受けている。一方、「自治」推進派であるサンタクルスベニタリ、パンド県の知事もそれぞれ六六・四％、六四・二％、五八％、五六％の支持率で信任されたが、ラパス県とチャコババ島の知事は罷免される結果となった。

この投票の後、大統領は「自治」推進派に對話を呼びかけ、八月一四日には首都で對話がなされたが、歩み寄りは見られず、その後「自治」推進派との対立は深まるばかりである。

一五日には警察と、障害者団体及びサンタクルス青年連合(CO)の衝突が起き、警察側がコントロールを失い、警察署から排除されかねない状況に陥った。一九日には「自治」派はゼネストを呼びかけ、同調しないものへの暴力、また与党支持者との衝突が各地で勃発した。

その後ベニタリ、パンド県、そしてサンタクルス県における政府系事務所への占拠、チャコ地方での道路封鎖など、「自治」派の実力行使、その中の衝突・暴力事件が相次いでいる。政府よりと見られるラジオ局などが襲撃され、記者が暴行を受ける事件も続発しているとのことであり、報道の自由だけではなく、記者の命すら脅かされている。

対話が成立しない中で、政府側、そして政権支持層である農民組織や先住民組織は高い支持を背景に、新憲法制定を進め、改革プロセスを推し進めようとしている。八月一九日には

一二月七日に新憲法承認のための国民投票を実施すべく大統領令を公布。しかし国家選挙会議に差し止められ、あらためて議会に対し一月二五日に実施するための法案を提出した。

一方、「自治」推進派は炭化水素税の回復という名目で八月二五日からチャコ地方での道路封鎖といった実力行使に出ているが、「自治」推進派の手詰まり感は否めない。平和的に既成事実としての「自治」を積み上げることではできないままに、暴力事件や人種差別を放任している事態は、「自治」推進派の本質と統治能力の欠如を白日に晒すことになっている。また長引く混乱は人々の間に倦厭感を引き起こすこととなるであろう。

しかし対立の中で、暴力が野放しにされ、人種差別が助長される事態が続けば、ボリビア社会には癒やしがたい傷が残されてしまう危険がある。対話に戻るしか道はない。(九月八日記)

九月九日、サンタクルスでは農地改革局他、複数の政府機関事務所や政府系のメディアが「自治」推進派の暴力集団に襲撃された。

軍は当該事務所を警護していたものの、火器の使用が制限されていたことから対抗できなかった模様である。また先住民民族運動、農民運動を支援してきたNGOである法的研究・社会調査センター（CEJIS）の事務所も襲撃された。

米州機構のインスルサ事務局長は九月一日、ボリビアで起きている暴力事件に対して深い憂慮と拒絶を示し、あらためて対話を呼びかけた。インスルサ事務局長は市民グループによる政府機関の占拠、破壊を、明らかに挑発行為であり、攻撃であると非難するとともに、ボリビア当局と警察の慎重な振る舞い、政府の明確な指示に基づく武器の使用の制限が、更にひどい結果を避けることを可能にしたと明確に述べている。

暴力行為や人権侵害を野放しにするだけでなく、あえて暴力的な衝突を狙って挑発し、また都合の悪い情報を発信するものを弾圧し、
・もつ、民主主義を深めるための「自治」などといった仮面すら脱ぎ捨てたのである。これが自
ボリビア「推進派の真の姿である。取り巻きの暴力集

団が、邪魔なNGOやジャーナリストを排除する独裁自治政権を目指しているだけといえる。（九月二一日プロク記）

二バンド県における農民虐殺から対話へ

九月一日、ボリビアの北東部、ブラジルと国境を接するバンド県で、現モラレス政権を支持する農民組織の集会を阻止しようとしたバンド県知事支持者グループが、農民グループを待ち伏せ、襲撃するという事件が発生。一人人が死亡。更にまだ六八人の行方不明者がいるとのことである。[11] この事件では県知事の支持者や雇われた殺し屋が農民を銃撃したとのことであり、さらには川を泳いで逃げる人々へ銃撃を加えている映像が、政府公報のインターネット・サイトにおいて掲載されている。[12] この事件の後、バンド県には戒厳令が敷かれ、軍が展開。数日間を経て、治安を回復。またこの日にはレオポルド・フェルナンデス県知事も軍に拘束され、首都ラパスに移送の後収監された。

しかしこの事件をきっかけに、現政権への反対

勢力による実力行使は終結。政府と紛争の原因となってきた諸問題を解決するための対話の再開に合意し、炭化水素直接税の配分、県の自治憲章と新憲法案について協議を行うこととなった。[13]

また「南米諸国連合（Unasur）」の緊急首脳会議が九月一五日に開催され、ボリビア政府を全面的に支持する宣言が採択された。宣言は、暴力行為の停止を求めるとともに、政府関連機関の返還、バンドにおける虐殺事件を強く非難するとともに調査のための委員会設置、ボリビア国家の統一、領土の不可分、対話の再開と法の尊重に基づく解決、対話に同伴する委員会の設置などの条項を含んでいる。[14]

国連の先住民民族の権利に関する特別報告者であるジェームズ・アナヤ氏は、九月一八日、ボリビアのベニ県、バンド県、サンタクルス県、タリ八県など東部諸県における暴力が、先住民民族とその権利の擁護のために活動している機関を危険にさらしていると非難する声明を発表。特に二一日にバンド県で発生した準軍事組織による農民組合に対する待ち伏せ攻撃による殺

ポリビア
害事件、また頻発している先住民族組織や支援NGOの事務所への襲撃事件を告発した。九月にはポリビア東部先住民族連盟（CIDOB）、

サンタクルス先住民族調整機関（CPESC）といった先住民族組織に加え、支援組織である法的研究・社会調査センター（CEJIS）や農民支援調査センター（CIRCA）といったNGOの事務所が襲撃、破壊されている。それだけではなく暴動の中で、政府の農地改革庁の出先事務所も各地で占拠され、文書が焼失している。^[5]

九月一七日に国際機関の仲介を受けて開始されたモラレス政権と、自治推進派の県知事との対話において、炭化水素直接税の配分と自治のあり方について協議が行われた。しかし九月末になつて「自治」推進派の諸知事は自治以外の点についても新憲法案を見直すことを要求、それ以降対話は頓挫した。一方、双方の代表を含めた専門家会議は、炭化水素税の扱い及び自治に関して合意文書。しかし、「自治」推進派は最終的に政府と合意を結ぶことを拒否。政府側はこの専門家会議の結果を新憲法案修正に盛り込んでいくことを表明。オブザー

バーとして参加していた国連や米州機構の代表も、この結果を取り入れていくことを要請した。

この対話の終了を受け、議論は国会の場に移されるようになった。一日より「党及び野党」三党の代表に於て組織された委員会が新憲法案の見直し点について議論を進めており、この成果が議会での審議に取り込まれるものと思われる。その後の国会審議においては、新憲法案承認のための国民投票法案についての審議に際して新憲法案の修正がなされるものと思われるが、制憲議会で定められた新憲法案をどのような手続きにおいて修正するのかが不透明な点も残されている。

また一〇月一三日以降は、新憲法制定を支持する先住民族組織による大規模なデモ行進も計画されており、二二日には五千のデモ隊が首都ラ・パスに結集する予定とのことである。

（一〇月一三日記 それまでのブログ等の整理）

[1] Jefe policial afirma que siguen desaparecidas 68 personas en Pando
<http://www.bolpress.com/art.php?Cod=2008101005&PHPSESSID=a879bfc371657094abd303e9dd24eb7b>

[2] AgenciaBoliviana de Informacion
<http://www.abi.bo/index.php>

[3] ポリビア・凄惨な虐殺事件を経る遂に対話再開(080917 改) 開発と権利のための行動センター
<http://cade.cocolog-nifty.com/ao/2008/09/post-99eb.html>

[4]
[http://www.abi.bo/index.php?i=noticias_texto_palera&i=20080915233826&l=200809150031_Bachelet_y_Morales_en_la_reunion_de_Unasur_\(Presidencia_de_Chile/ABI\)](http://www.abi.bo/index.php?i=noticias_texto_palera&i=20080915233826&l=200809150031_Bachelet_y_Morales_en_la_reunion_de_Unasur_(Presidencia_de_Chile/ABI))

[5] 先住民族の権利に関する特別報告者・ポリビアにおける先住民族に対する暴力を強く非難 開発と権利のための行動センター
<http://cade.cocolog-nifty.com/ao/2008/09/post-87de.html>

三、ボリビア・新憲法承認のための国民投票入

一〇月二二日、国会にて新憲法承認のための国民投票法が採択されたのに続き、モラレス大統領はムリーシヨ広場に結集した大規模なデモ隊を前に、法を公布。二〇〇九年一月二五日に新憲法承認を問う国民投票が実施されることとなった。モラレス大統領は人々とともに新憲法制定に向けた着実な前進を祝した。

九月二一日の農民虐殺事件以降進められた対話の成果は、国会に引き継がれ一〇月一日から四党の代表によって新憲法案の修正に関する議論が続けられてきた。この結果、全ての修正点について、与野党の合意が形成され、百力所ほどの修正がなされたことである。国会では、まず制憲議会にて採択された新憲法案を国会で修正するために、制憲議会の設置について定めた憲法第二三二条の解釈法を採択。その上で新憲法案を修正した上で、国民投票法を採択した。大農園の土地面積上限にボリビアについて定める第三九八条については、五千ヘクタールと二万ヘクタールの二案を併記して国民に問うこととなっている。しかし土地面積に関する規定の適用は先送りする方針も同意されていくと見られる。

最後まで対立点となっていた再選規定については、モラレス大統領が新憲法下では一期のみに出馬するという方針を明言し、合意に達した。また新憲法が承認された場合には、最初の総選挙を二〇〇九年二月六日に行う予定とのことである。

更に政府側は、この新憲法案に基づく修正がなされた場合には、サンタクルスタリアーパンドの四県の自治憲章を承認することを表明した。一

新憲法案及び自治を巡って国が二分される深い対立を乗り越え、対話によって合意を形成したこのプロセスは、非常にすばらしいものだと思われる。更に、新しいボリビアを目指す先住民の人々の尽きぬことないエネルギー。これから先にまだまだ続いていく新しいボリビアを生み出すプロセスが平和的に進んでいくことを願うとともに、私たちも学んでいくべきことが多々あるように思う。(一〇月二二日 記)

あるように思う。(一〇月二二日 記)

1 <http://www.erbol.com.bo/noticial.php?identificador=530&bdatos=notiportada3>

四、南米諸国連合、ボリビア、パンド県における農民虐殺を人道に対する罪と断罪

南米諸国連合(UNASUR)が任命した真相究明委員会による、ボリビアのパンド県における事件の報告書が、二月三日ホモラレス大統領に提出された。この委員会は九月二一日にパンド県で発生した農民虐殺事件の真相を究明するために設置されたものであるが、奇しくも九月二一日は三五年前、ピノチェト將軍によるクーデターによつて、チリのサルバドール・アジェンデ政権が倒された日である。南米諸国連合の議長を務めるチリのミケレナ大統領は、九月一五日に緊急に首脳会談を開催し、アジェンデ大統領が殺害されたモネタ宮において、モラレス政権の全面的な支持、農民虐殺事件への強い非難、真相究明委員会の設置などを盛り

込んだ「モネダ宣言」を採択した。

ボリビア

「の「モネダ宣言」に基づいて、アルゼンチン人の弁護士であるロドルフォ・マタロージ」を責任者とする委員会が設置され、証人からの聞き取りなどの上で報告書が作成された。①

この事件は、集会に向かうモラレス政権支持者の農民や学生が、反政府派の県知事支持者などにより足止めを受けた上に、銃撃を受けて多数が殺害されたものである。報告書では正確な死者数は把握できなかつた上で、少なくとも二〇名の農民が殺害されたことを確認されている。また病院に運び込まれた負傷者が引きずり出され殺害されたところである。更にこの行進に参加した若い学生が県知事支持者に捕まり、耳を切り取るといった拷問を受けた上に殺されたという証言もあつた。このように検死報告でも明らかになつてゐる。

こうした事件について、報告書は組織的に農民が殺害されたこの事件を「虐殺」であり、人道に対する罪であるとして判断をしてつてゐる。また当時、警察がこの殺害事件を止めようとしてもならなかつたことも告発してゐる。

ボリビアの大手新聞や野党などはこの報告書に対して、「偏向してゐる」、「政府よりだ」として反発をしている。しかし無防備な農民に対して一方的に銃撃を加えた事実を前に、拷問が行われた事実を前に、なすべきことは多々あるであらう。流血事件のさなかに拘束した農民（もしくは学生）に対して、「金で買われたのだらう」と脅迫しながらマイクを向けていたバンド県庁の広報職員がこの国では望まれているジャーナリスト像であるように思われつゝ。(二〇一〇年二月二二日記)

①報告書は次のサイトに本文のみが公開されてゐる。

COMISION DE UNASUR PARA EL
ESCLARECIMIENTO DE LOS HECHOS
DE PANDO(2008.11)

http://www.abi.bo/abi/banner_240_240/informe_unasur.pdf

②次のサイトの映像による

http://www.abi.bo/abi/banner_240_240/docum

entail_pando.swf

五「ボラレス政権の改革と自治」

(日本ラテンアメリカ協力ネットワークのユースレター『そんりさ』に七月、九月の二回にわたつて掲載した記事の整理である。)

本論では現在のボリビアの動向を理解するための手がかりとして、モラレス大統領が就任演説において取り上げたいくつかの課題とその実現のプロセスを振り返り、更に「自治」と土地問題を中心に検討を進める。

ボラレス政権の二年半の歩み

就任演説において、まず第一に取り上げているのは先住民族に対する差別と抑圧の問題である。これは新憲法案に大きく反映されることとなるが、それに加えて二〇〇七年十一月十七日には、同年九月に国連で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」に定められた四六の条文を国内法と同等の位置づけとする

ると定めた法二七六 を公布している。これは世界でも最初の取り組みであり、国際社会にモラレス政権の意志と「先住民の権利宣言」の可能性を提示するものとなった。

またモラレス政権誕生と大きく関わっているテーマとしては、天然ガス及び地下資源の国有化がある。就任演説では、「単に国有化するのではなく、それを工業化する」という方向が打ち出されている。これに関してはまず一 六年五月に大統領令二八七 一 が公布され、炭化水素天然ガス石油の「国有化」が進められた。この法では、炭化水素の「国有化」とこれらの資源の所有権、占有権およびその管理の国家への全面的な回復を宣言している。またポリビア石油公社 YPF B による生産、工業化等の管理、石油公社による主要採掘企業の五一パーセント以上の株式の取得、一八 日以内の新契約の締結などが定められている。その後、各主要企業との契約の見直しが進められ、モラレス大統領は「 八年は新しい投資を進める年であると発言している。世界的な資源価格の高騰と、いつ追いつく風を受けながら、政府の炭化

水素関連連収は一 五年の九億八千七百万ドルから一 七年には二十億ドル以上に増加したといつ。(八 / 一 / 三三 Pensa 紙)「この税収は年金の財源となり、ポリビア国の社会保障制度の強化に利用されている。

また就任演説においてラティフンディオ非生産的な大農園の問題も取り上げている。ラティフンディオは憲法に違反している。しかし権力集団の利害によって残念ながらいまだラティフンディオが存在している。どつしてラティフンディオが存在するといつことが可能なのだろうか。一頭の牛のための二十や三十、四十、五十ヘクタールが必要だ、などといつことが可能なのであつるか。五十ヘクタールの土地を持つためには牛になるしかない、といつことなのか、とモラレス大統領はこのような状況を変える必要性、不平等と不正義を変革する必要を訴えている。また、生産している土地、社会・経済的な機能を果たしている農園については千ヘクタールであるといつ、五千ヘクタールであるといつと尊重されるべきであるといつと述べても、困り込んで、商機を探しているだけの土地に関しては国家に回復して、土地

のないものに分配する方針を示している。

更にこつしたラティフンディオにおいて、特にポリビア東部地域において「奴隷」が存在すると新聞などが伝えていることに対して、嘘としか思えないと述べるとともに、もし本当に「奴隷」がいるのであれば、そつした制度を廃止し、人々は東部ポリビアの土地所有者にならなくてはならないと発言している。この点については(七)で詳しく取り上げる。

このほかに、公共サービスの拡充、汚職対策などにも取り組んできているが、最も重要なものは次にあげる憲法改正プロセスである。

新憲法制定

諸改革の中で最も重要なものが新憲法制定である。モラレス大統領はこの新憲法制定を「単なる憲法の改正ではなく、ポリビアの再設立であり、国中の先住民や民衆運動の仲間たちが求めていたものだ」と述べ、制憲議会が、多様性の中での連合といつ方向性を生み出していくことを求めている。また自治に関する国民投票の尊重と、先住民としての自治、自決を求め

て「*sumajayt'i*」も言及している。

ボリビア

二 六年三月六日に制憲議会招集及び自治に関する国民投票実施に関する法が行われ、同年七月二日に投票が行われた。この結果、与党(MAS)社会主義運動党が約半数を占める形で制憲議会が設置された。また九県中、四県サンタ・クルス県・パンド県・タリハ県において自治賛成が過半数を上回り、「新憲法に基づいて」自治を確立することが認められた。

八月二日、制憲議会が設置されたが、当初から採決の手續きに関する問題で混乱が発生する。その後の制憲議会における新憲法案採択までのプロセスについては継続的に見てきているので、ここで十分に取り上げることはできないが大枠は次のように理解できるところ。

制憲議会は一年の任期を延長して一年半となったが、MAS政権及びMAS派の議員が過半数を占める制憲議会で進められる改憲に対して、そもそも改革に反対する勢力、これまでの利権を確保するために腐心する勢力、自治のあり方で疑念を示す勢力などがサポーター

とする形で制憲プロセスは進行。最終的に二〇〇七年一月九日に、反対派を排除するような形で新憲法案が承認されたことが、大きな反発を招くとともに、新憲法案を望ましく思っていない勢力や自治推進派に格好の口実を与えることとなった。

採択された新憲法案は次に記すような国家の多元性、多様性の尊重、先住民族の自決権他諸権利の保証、平和国家としての宣言などを含むものとなっている。

国としての統合的プロセスにおける多元性、政治・経済的・文化的言語的多様性に依拠する。

国家的統一の中での先住民族(ネーションと民族)の自決権を保証する。

スペイン語及び三六の先住民族言語を公用語と定める。

国家は多元社会における次の倫理的モラルの原則を促進する。*ama qhilla, ama lulla, ama suwa* (怠けず、嘘をつかず、泥棒をしない)、*suma qamaña* (よく生かす)、*ñandereko* (調和的な生活)、*teko kavi* (よい生活)、*ivi maraei*

(悪いものない土地) *y qhapaj ñam* (高貴なる道)

平和国家であり、平和の文化と平和への権利の促進すること。

国家間の紛争解決の手段としての武力の行使をしない(自衛権を留保)

この民主主義直接参加代議制「ミニマ

イ) 水と食糧への権利。安全で適切かつ十分な食糧を国民に保証する国家の責務

広範な先住民族の権利の承認(第三条)

この新憲法案は、未定事項となっている土地所有面積の上限(五千ヘクタールか一万ヘクタールか)を含め、国民投票による判断を仰ぐ必要がある。しかしながら、一度計画された国民投票は延期とされ、現在に至っている。

自治の動き

一方、「自治」推進派あるいはモラレス政権による改革を「中央集権的」として改革を逃れようとする勢力は、新憲法案が自治権を適切

に保証していない、あるいは制定プロセスが非民主的であるとして、それぞれの県における自治憲章の承認のための「住民投票」の実施を通じて、「自治」の既成事実化を進めようとしている。二 八年五月四日に実施されたサンタ・クルス県における「住民投票」を皮切りに、パンド、タリハ県で独自の自治憲章の承認のための「住民投票」が行われ、「自治」の既成事実化が進みつつある。

サンタ・クルス県における「住民投票」の結果は、最終的に八五・六パーセントが自治憲章案に賛成票を投じている。しかし反対派は違法な手続きによるこの「住民投票」に対して棄権を呼びかけていたこともあり、投票率は過去よりも低く棄権は二七・九パーセントとなっている。またパンド、タリハのそれぞれの県でも自治憲章が八割程度を確保するという結果となっている。

一方、モラレス政権はそもそも自治制度を確立するためには憲法改正が必要であり、現在の動きは憲法に基づかない「自治」である。さらに、また「住民投票」の手続きが現行法に則つて

いないことなどを踏まえ、「住民投票」は拘束力を持たない、意識調査に過ぎないと見なし、実施を放任してきた。またこれらの「住民投票」に対しては米州機構や欧州連合による選挙監視も行われていない。

こうした「自治」の動きに対してモラレス大統領は BBC のインタビューの中で「自治を進めるためには、まず憲法を改正し、その上で手続きを踏んで進める必要がある」と語っている。また問題の本質は「自治でも、自治憲章でもなく、工ボモラレスなのだ」、「先住民の農民が大統領であることが受け入れられないのだ」、「歴史を振り返れば、寡頭支配層が国の政治権力を失った時、いつも連邦主義を巡る闘争が起きている。そして政権を回復すると自治など忘れてしまう」と語っている。(08/04/23 BBC-Mundo)

またサンタ・クルス県の自治推進派の中にも今回の「住民投票」プロセスの違法性や自治憲章案の非民主的な性格などを問題視する動きもある。自治を進めたいが現在の自治憲章を

認めることはできない、ボリビアの憲法の枠組み、つまり憲法改正を踏まえて、正統性のあるプロセスとして自治を進めたい、そうした声が存在している。二 六年の国民投票で支持されたのは憲法改正に基づく自治であったにもかかわらず、憲法改正案に不満を持つ野党右派勢力を中心として現在の「自治」の動きが進められている。また今回の自治憲章制定プロセスには、正統な手続きを踏んだ代表選出が行われていないこと、つまり誰かの考えた「自治」が、あたかも自治であるかのごとくに推進されていること。さらには八五パーセントのサンタ・クルス県住民がこの内容を知らないといった問題が提起されている。(Santa Cruz SOMOS TODOS)

更に「自治」の背後に土地問題への利害があることも指摘されている。サンタ・クルスの大土地所有は、軍政期における違法な土地分配をもとに強化されたものであるが、民政下においても、サンタ・クルス県などの東部出身者が農業大臣を歴任するなど、経済・政治的権力を保持してきている。こうした大土地所有者アグ

ポリビア
リ・ビジネス関係者などを中心とするサンタクルス県の経済エリート層が「自治」推進派で重要な役割を占めているのである。

サンタクルス県に本部を置き、農業政策や土地政策に関する分析を行っている「フンダシオン・ティエラ」のミゲル・ウリオス所長は、自治憲章は、県政府 実際には県知事に土地所有の規定に関する権限を集中させるものになつていくことを指摘し、「自治憲章の目的は、現在の土地所有構造と非生産的なラティフンディオを擁護することにある」と断言している。また農地法を履行し土地を分配しようとしている現政権の政治的意志が、不要に対立を煽っているような点もあるが、現在の政治的対立の主たる要因となっていると分析している。

また同じく「フンダシオン・ティエラ」はサンタクルス県の自治憲章案が持つ、先住民族に対する排除的な性格を次のように指摘している。
この自治憲章案は、サンタクルス生まれの先住民族」という定義を行い、民族グループとして五つを明示しているが、この定義はサンタクルスに住む先住民族の約六割を排除するものに

なつていくこと。(高地からの移民を排除していることなる)

サンタクルス県の先住民族人口の五六パーセントを占めるアイマラやケチュアについては言及もなされていない。

議員の構成においても一民族一名で計五名の代表しか認めていない。

先住民族のうち七二パーセントが都市や町に居住しているにも関わらず、経済的な配分をコミュニティに住む先住民族のみに行うとしている。

このように自治憲章案は新しい国家像を生み出すのではなく、先住民族への排除を更に進め、先住民族の権利を領域に押し込める「パルトハイト」であると述べている。

更に付け加えるならば、「自治」推進派の暴力集団となつている、サンタクルス青年連合(CUC)が、差別的・暴力的な振る舞いを続けていることも大きな懸念材料である。今後の展開次第で暴力的な反動を強めることが危惧される。

農地改革

ラティフンディオの解体とラティフンディオと結びついた奴隷制度の解体は、モラレス政権の就任時からの重要な課題の一つである。このための重要な取り組みの一つが農地改革法の改正である。農地改革法 Ley INRA法一七一五号は一九九六年一月に施行されたもので、農地改革国家サービスの組織的構造及びその権限、また土地分配制度を定めるものであった。

この法一七一五号の改正法である「農地改革の共同体的再編法・Ley de Reconducción Comunitaria de la Reforma Agraria /法三五四五号)が、一 六年一月二十九日に公布された。この法三五四五号では一七一五号法の条文ごとに、補足、修正を行うといった内容となっている。

モラレス大統領は公布にあたり、「この法律の承認でポリビアのラティフンディオは終わった。我々は大地主を終わらせる手段を手にしたが、これは共に歩み、動くことによるのみ前進

することができ、「農地革命は、単なる土地分配ではなく機械化及び市場とともになくてはならない。」「この闘争は権力とテリトリーのための闘争であり、先祖たちからの闘争なのだ。トウパグ・カタリ、バルトリーナシサそして命を失った多くのリーダーの闘争なのだ」と語っている。

重要な改正点としては

第二条において「経済的・社会的機能」を厳密に検証するための規定を追加していること。(旧法第二条の改正)ここでは拡大予定地の定義、放牧地の定義、また「環境のための地役権設定」と「経済的・社会的機能」の関係などを定義している。

第一二条においては「経済的・社会的機能を果たしていない土地を回復するための告発を行える主体が、これまでは農地監督局だけであったのが、国家農地委員会に所属する農民組織などに幅広く開かれることとなった」と。(法一七一五号一八条第七項の改正)

第二九条において「経済・社会的機能を果たしていない土地」が国有地への回復対象となりうることを明確に記した。

第三二条で「二年」とし「経済・社会的機能」の検証を行うこと。

第三四条では、公益のために収用の対象となつた土地の分配について、旧法では入札であつたものを、先住民族に限りその要請に基づいて分配することとしている。

また移行措置——一項として、「これまでに、また現在実施中の所有権確定手続きにおいて、利用可能な国有地とされた土地は、先住民族及び先住民族「ミニニティ、農民「ミニニティ、土地なし在地「ミニニティあるいは十分な土地を有さない者」のみ分配されるものである」としている点、これは旧法一七条における一般的な土地分配対象規定よりも、先住民族を対象とする意図を強めている。

この農地改革法の改正が、次に述べるグアラニ先住民族に対する対応の重要な法的基盤となる。

グアラニ先住民族

モラレス大統領が就任演説において、「ポリビアにおける『奴隷』の存在」として取り上げたの

は、ポリビア南・東部のサンタクルス県、チキサカ県、タリハ県にまたがるチャコ地方を中心に居住しているグアラニ民族である。

グアラニ民族は現在一 万弱の人口であるが、このうち少なくとも六百家族、七千人近くが農園主に隷属した状態、奴隷に類する状態に置かれているとみなされている。国際労働機関の報告書は、一九五 年代の農地改革までポリビアに存在していた半封建的な関係への類似「を、米州人権委員会(CIDH)の報告書は「債務によって隷属状態に置かれており、奴隷に類似した状態」と指摘している。

報告書は次のような状況を伝えている。グアラニ民族の農園労働者は長時間の過酷な労働を強いられ、服従しない態度を見れば体罰を受けることもある。賃金を物納で受け取り、あるいはわずかな現金を受け取っても、農園主を通じて高価格の日用品を購入することで債務に縛られる。債務がある限り農園に縛り付けられる。時には債務の支払いを通じて他の農園主に引き渡される。子どもは学校へ行くために、農園主のもとで働かされている。

また、大農園主と地方当局者との権力関係が、囚われているグアラニ農民が政治的な支援を受けることを妨げてきた」と一 五年の国際労働機関の報告書は指摘している。大農園主は地域の政治権力を握り、また中央政府も解決に取り組むことはなかった。農園内で囚われ、債務に於て奴隷状態に置かれている農民がいては、一 五年の国際労働機関の報告書や一 七年の CIDH の報告書によつて明らかになつたわけではない。法務人権省も一 九九九年には調査を行つてゐるが、その調査報告書は内部の機密文書とされていたとのことである(二 五・ILO)

こつした状況に風穴を開けたのがモレス政権である。既に述べた農地改革法の改正に続き、一 七年一月にグアラニ民族の問題を解決するために省庁間審議会が設置され、労働条件の改善、土地供与などを含んだ行動計画が策定される。また農地改革省も、一 八年に入つて正式に先住民族テリトリーの確定に向けて手続きに入った。十分な社会的機能を果たしていない土地の収用を可能とし

た改正農地改革法などを手に、政治的な意志を持って動き出したのである。

しかしながら実施しようとしてゐるのは一 七年に公表された CIDH の報告書にある勧告と並べてみても大きく異なるところはない。CIDH は、強制労働と隷属状態を根絶するために、土地所有権の承認と登記のプロセスを強化すること、農村部における労働権と社会的な権利に関するすべての柔軟な対応を排除すること、「奴隷と類似の隷属状態と強制労働に関して、このような状況に置かれている人数や家族数の把握も含め、早急に調査を実施すること」などを勧告している。当たり前の動きが始まつたに過ぎない。

ところがこつした中でアルタ・パラペティにおける衝突が起きたのである。一 八年四月一 三日、サンタ・クルス県の南西に位置するカミリにおいて、アルタ・パラペティのグアラニ先住民族コミュニティの土地所有権確定手続きを進めるために地域に入つてゐた農地改革庁の職員やグアラニ先住民族と、手続きを妨害するために道路封鎖を行つてゐた地域の大農園主や大牧畜

家が衝突、グアラニ民族、政府職員を中心に四人以上のけが人が出る事態となつた。既にこの地域では二月末にも、農地改革局の職員による大農園所有者の土地所有面積確定のための作業が妨害され、暴行を受ける事件が起きていたが、それを再開しようとしていた政府側と再び衝突になつたものである。

政府側はこの地域の土地が、農地改革法に基づく経済・社会的機能を果たしているかの確認し、また四四コミュニティ、千家族以上が大農園主に従属した状態に置かれてゐると見られてゐるグアラニ先住民族の状況を調査し、「CO(先住民族コミュニティ領土)を設定することを目指してゐたものである。しかし土地を失つことを恐れる大農園主の暴力の前に、コミュニティに入つての調査もできない状況にある。

こつした反動的な大農園主の動きとサンタ・クルス県の「自治」はつながつてゐる。地域の市民組織「ミツテシンド」の代表や東部農業会議所などの、自治推進派がこつした妨害工作を支持している。前号で述べたように、旧態依然とした大土地所有制度を保持し、地下資源へ権

益を確保するためには、自治「しか残されていないのである。またこの衝突のあと、立ち入りを許された自治推進派である野党議員による「調査」報告書は、「奴隷」など存在しないという報告を行っている。自由「ムニシティ」すら入れない現実があるにもかかわらず……

一方米州人権委員会（CIDH）は六月九日から一二日にかけてグアラニ先住民族の置かれた状況に関する調査を再度実施した。この中で債務による隷属、強制労働などについての証言を得るとともに、二〇〇六年一月の調査の時点より状況が悪化していることを指摘している。グアラニ民族が置かれている隷属状態や強制労働は、歴史的にポリビシアの先住民族や農民「ムニシティ」が被ってきた、また被り続けてきた差別の極端な表出であると見なされると記している。

CIDHの調査団は紛争の舞台となったアルト・パラペティ地域も訪問し、公道における自由な移動が制限されていること、権利回復を要求する中で迫害、脅迫がなされている事例、またリポーターが自由「ムニシティ」を訪問できないなど

といった問題を指摘している。またグアラニ民族の家族が、極貧状態の中での強制労働など隷属状況に置かれ、更にはむち打ちや作物の焼き払いなどの懲罰を受けていることにも言及している。

こうした状況の中で、CIDHは政府の農地改革法履行への努力を認めるとともに、この法律の履行に対して、政治的・経済的に多様なセクターからの抵抗があること、更に暴力事件や拷問が行われたという話を記している。その上で政府に対して農地改革法に基づき、先住民族の伝統的な土地・テリトリーを認め登記の手続きを進めることを求めている。

当たり前のことがちと動き出した。単にそれだけの話に過ぎない。しかしそれに対して地域の権力者と結びついた大農園主は、力を持って妨害し、更には権益を確保するために「自治」を進めようとしているのである。土地を奪われ、不平等に分配され、また隷属状態に置かれている先住民族の人々を前に、土地への支配権を確保し、地下資源を有する地域での植民地支配を続けようとしているのである。

終わりに

最後にホセ・モラレス大統領が就任演説において、銃弾ではなく投票でポリビシアを変革していきたい、民主的な革命である」と副大統領の言葉を引用しつつ述べていることに言及してきた。この言葉に忠実に、モラレス大統領は国民投票に訴えながら変革への道を歩みつつある。

更にモラレス政権が対立の中にありながらも、大きな改革を流血を避け、平和的に忍耐を持って行っているという事実を見落とす「よはひもなご」。

五に関する参考資料（元原稿には未掲載のため適切に整理しつつ）

DISCURSO DE POSESION DEL PRESIDENTE
CONSTITUCIONAL DE LA REPUBLICA, EVO
MORALES AIMA. (2006/1/22)

http://www.presidencia.gob.bo/prensa/Noticias_prd.asp?id=200601227&p=4

新聞採録

ポリビア
改定版
http://www.abi.bo/abi/banner_240_240/meva_cpe.pdf

http://www.vicpresidencia.gob.bo/Portals/0/documentos/DOC_FINAL_CONSTITUCION_POLITICA_DEL_ESTADO.pdf

Fundación TIERRA. Posición Institucional de la Fundación TIERRA(7 de abril de 2008)

Gonzalo Colque. Los pueblos indígenas están excluidos del estatuto autonómico, la Fundación TIERRA,(2008/4)

Santa Cruz SOMOS TODOS. Nuestra AUTONOMIA soñada NO ESTA en el proyecto de ESTATUTO,

印 字 監 査 簿 籍 簿 籍

Acceso a la justicia e inclusión social...el camino hacia el fortalecimiento de la democracia en Bolivia.CIDH-OEA,2007

<http://www.cidh.org/pdf%20files/BOLIVIA.07.ESP.pdf>

Contemporary form of slavery in Bolivia, Bhavna Sharma, Anti-Slavery International,2006

<http://www.antislavery.org/homepage/resources/PDF/Contemporary%20Forms%20of%20Slavery%20in%20Bolivia.pdf>

Enganche y Servidumbre por Deudas en Bolivia. OIT, 2005
<http://www.ilo.org/dyn/declarts/DECLARATIONWEB.DOW>

<http://www.ilo.org/dyn/declarts/DECLARATIONWEB.DOW>

Los barones del Oriente El poder en Santa Cruz ayer y hoy,

Soruco Ximena 著 Fundación Tierra, 2008

<http://www.ftierra.org/sitio/>

CIDH,ONU 卜 彙 報

Comunicado del Relator Especial de las Naciones Unidas sobre los derechos humanos de los pueblos indígenas con motivo de su visita oficial a Bolivia (2007/12/6)

<http://www.unhchr.ch/huricane/hurricane.nsf/view01/979C00F41AE72858C12573AD002B38C2?opendocument>

Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights and fundamental freedoms of indigenous people, Rodolfo Stavenhagen

PRELIMINARY NOTE ON THE MISSION TO BOLIVIA (25 November to 7 December 2007)

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G07/151/50/PDF/G0715150.pdf?OpenElement>

Relator Especial de la ONU manifiesta su preocupación sobre recientes acontecimientos en Bolivia.10 de abril de 2008(2008/4/10)

<http://www.unhchr.ch/huricane/hurricane.nsf/view01/A3C99C660A7865F1C1257427005C04FF?opendocument>

Nº 17/08 CIDH DEPLORA SITUACIÓN DE COMUNIDADES CAUTIVAS EN BOLIVIA(2008/4/25)

<http://www.cidh.org/Comunicados/Spanish/2008/17.08sp.htm>

Nº 26/08 CIDH CULMINA SU VISITA A BOLIVIA (2008/6/13)

<http://www.cidh.org/Comunicados/Spanish/2008/26.08.htm>

Cautivo Guarani en el Chaco. La Prensa,2006.11.26.
Dominical

その他新聞報道などについては次のブログ記事を参照のよう
ブログ記事・ボリビア・土地を巡って政府職員や先住民族と
大地主が衝突

http://cade.cocolog-nifty.com/ao/2008/04/post_4fc8.html

ブログ記事
(ボリビア)

http://cade.cocolog-nifty.com/ao/2008/06/post_3a8c.html

採掘記事